

ブラジル国派遣研修事業実施要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
9 研修生の決定 県において書面審査等による選考を行い、知事が決定する。	9 研修生の決定 県に設ける選考委員会において選考を行い、知事が決定する。
10～17 [略]	10～17 [略]

附 則

この要領は、令和8年9月14日から施行する。